

令和6年度第6回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年9月11日（水）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開 会 時 間	13時30分					
閉 会 時 間	14時12分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番	市 川 春 樹	出席	5 番	井 田 厚 美	出席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三 保 子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒 木 美 由 紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	出席
	9 番	吉 次 純 一 郎	出席	15 番	板 秀 樹	出席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足 井 秀 二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	11 番	松 本 美 樹		12 番	糸 田 雅 樹	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	1 人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告事項	（1）農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の届出について （2）利用権（農用地利用集積等促進計画）の合意解約について
その他	（1）令和6年度第7回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
１．開 会	局長	ただいまより、令和６年度第６回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第２７条及び南部町農業委員会会議規則第５条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程２の会長挨拶をお願いします。
２．挨 拶	会長	省略
	局長	南部町農業委員会会議規則第６条の規定によりまして、日程３以降は会長を議長として進行をお願いします。
３．議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、１１番 松本美樹委員、１２番 糸田雅樹委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第１号『農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第１号農地法第３条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【 議案第１号朗読及び説明（議案書２ページ）】 番号１ 土地の表示：

	議長	このような案件や、相続放棄の問題などこれから増えてくると思います。昔と違い農業委員さんも勉強しなくてはいけないことが増えてきました。農家の役に立つ為にもご努力をお願いします。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書案の内容の要点を朗読（議案書3～4頁）】 農地番号 1番 設定を受ける者 0名 設定をする者 1名 設定をする土地 筆 計 1,640㎡ この農地は、担い手育成機構の中間保有地として再生事業を行う為、現時点では配分先の契約はありません。再生事業完了後に、 さんが受けられる予定です。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	始期が11月1日からですが、年度初めなどの切りが良い時に初められた方が良いと思いますが、何故この日になるのですか、理由があれば教えて下さい。
	前田主幹	地権者さんを調べた際に相続人さんを探すのに時間を要した事もあり、この時期になったのですが、再生事業自体を本年度中に終わらせる為には、本年度中に契約をしないと再生事業に携われません。本年度中に再生事業を終わらせて、来年度から作付けがしたいと言う意向があるので、この時期の契約となりました。
	議長	分かりやすく説明しますと、この農地は荒廃地です。中間管理機構が借りて農地として再生する形です。今からされないと来年の作付けには間に合いません。
	田邊委員	分かりました。
	庄倉委員	確認です。周辺の農地もたくさん再生事業の対象になっていて、この農地もその一部と言う理解で良いですか。
	前田主幹	再生事業は、荒れてしまった農地を作付け出来るまで回復させる事業です。 の近隣では、この事業を活用した所はありません。今回再生するのはこの1筆のみです。引き受け予定の方は、隣地も含めて周辺の農地を耕作されていて、荒れた土地があると周辺の農地の作付けにも悪影響を及ぼすので、再生してから一緒に耕作して頂く内諾を埋けています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	荒廃地を中間管理機構にお願いして再生してもらう制度です。荒れているからと諦めずに利用して下さい。他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』に対する農業委員会の意見とすることについて、議決、承認されました。
6. 報告事項 （1）農地法 施行規則第	議長	報告事項に入ります。 『(1) 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の届出について』報告をお願いします。

29条第1項第1号に係る農業用施設用地の届出について	局長	あまり上がってこない案件ですので説明からさせていただきます。農地法施行規則第29条第1項第1号と言うのは、2アール未満の農地に農業用施設をつくる場合に必要な届出です。農業用のハウスなどは、これに該当しません。今回届出が必要であると判断したポイントは、底地をコンクリートで固められると言う点です。地元で相談を受けられた時に、報告が必要なのか、転用申請が必要なのかの判断をされるポイントは、農業用施設であるか、2アール未満であるか、施設基礎をどうするのかを判断のポイントにして下さい。 【『(1) 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の届出について』朗読及び補足説明（議案書5頁）】 現地調査資料の5ページをご覧ください。は町道です。赤枠が今回の申請地で、その内に置場を造られます。西側と東側をビニールで覆われます。雨水は自然流下です。
	議長	質疑を受けます。
	庄倉委員	町道からの進入路はどうされるのか。それから、側溝の際をどのようにされますか。
	局長	進入路はと書いてある所から入るようになっていきます。機械等はの上の方の農地を利用して入られます。は水路です。水路の上にはコンクリートで既に入口が造ってあります。側溝の際については、排水路を2本入れられると聞いています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。（質問、意見等なし。）報告をおわります。
(2) 利用権（農用地利用集積等促進計画）の合意解約について	議長	『(2) 利用権（農用地利用集積等促進計画）の合意解約について』報告をお願いします。
	局長	【『(2) 利用権（農用地利用集積等促進計画）の合意解約について』朗読及び補足説明（議案書6～7頁）】
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。
	田邊委員	解約をされましたら耕作面積が減ります。この分の売り上げが無くなるという事です。代替地を探して欲しいとか、機構から紹介してくれるような事があるのか、吉次委員さんにお聞きします。
	吉次委員	この農地は高台で4段ほどの段になっています。元は水田でしたが、地震などで水路が埋まり水が通らなくなっていました。現状は蕎麦と大豆を植えておりました。の話があった時に、代替地等色々と検討しましたが、水稻には向かない農地で、高台で法面も3m近くあり作業効率も悪いことから、代替地を考えるよりも手放してしまう方が作業員も楽だと言う判断をしました。
	田邊委員	分かりました。
7. 令和6年度第7回農業委員会総会の日程	議長	令和6年度第7回南部町農業委員会総会は、令和6年10月10日（木）に開催します。
	議長	これにて令和6年度第6回南部町農業委員会総会を閉会致します。